

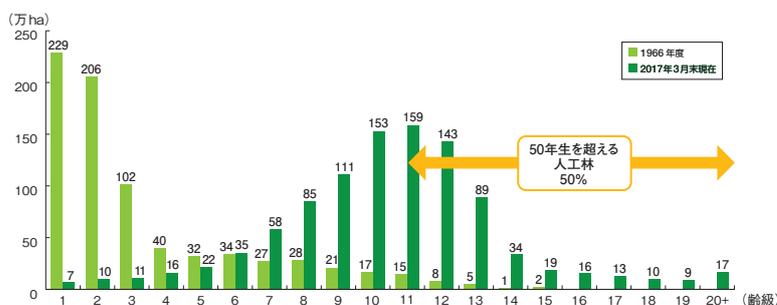
1. 森林の適正な整備・保全の推進



(1) 我が国の森林の状況と多面的機能

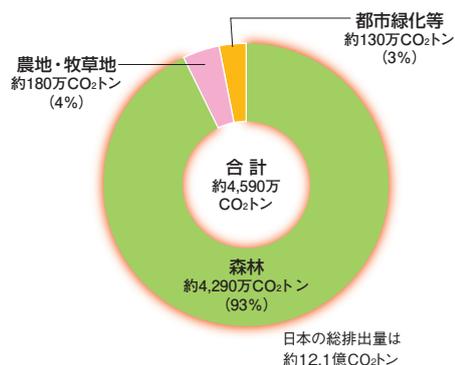
- 森林は、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止等の多面的機能を通じて、国民生活・国民経済に貢献
森林の多面的機能は、貨幣評価できる一部の機能だけでも年間70兆円
- 森林面積は国土面積の3分の2
このうち約4割を占める人工林は、半数が50年生を超え、本格的な利用期に
- 森林蓄積は人工林を中心に年々増加し、2017年3月末時点で約52億m³
- 森林の多面的機能や、林業・木材産業等の森林の利用が産み出す経済・社会的効果がSDGsや2050年カーボンニュートラルの様々な目標達成に寄与

人工林の年齢構成の変化



注：年齢は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1年齢」と数える。
資料：林野庁「森林資源の現況」（平成29（2017）年3月31日現在）、林野庁「日本の森林資源」（昭和43（1968）年4月）

我が国の二酸化炭素吸収量
2019年度



注1：計の不一致は四捨五入による。
注2：森林吸収量には、伐採木材製品（HWP）による炭素貯蔵効果を含む。
資料：国立研究開発法人国立環境研究所「2019年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」を基に林野庁作成

(2) 森林の適正な整備・保全のための森林計画制度

- 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林・林業基本計画等を策定
- 森林法に基づき「全国森林計画」（2018年策定）、「森林整備保全事業計画」（2019年策定）により、森林の整備・保全を推進

(3) 研究・技術開発及び普及の推進

- 国、都道府県、研究機関等が連携して、森林の多面的機能の発揮、林業の発展、林産物の供給及び利用の確保、造林の低コスト化等に向けた研究・技術開発を実施
- 2020年12月、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が公表
戦略では、森林吸収量の向上と炭素の長期・大量貯蔵及び食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させることを重要分野に位置付け
また、農林水産省は、中長期的な視点で環境負荷軽減のイノベーションを推進するため、「みどりの食料システム戦略」の検討を開始し、2021年3月中間取りまとめを公表
林業分野においては、エリートツリーの開発・普及、木材の長期利用や木造建築の普及拡大、改質リグニン等を活用した材料開発、スマート林業の推進等を記載

- 研究・技術開発の成果等は、林業普及指導員を通じて地域に普及
- 森林・林業について高度な知識・技術を有する森林総合監理士を育成
市町村の森林行政や地域の森林整備の推進を支援

2. 森林整備の動向



(1) 森林整備の推進状況

- 森林の多面的機能の発揮を図りつつ、資源の循環利用を進めていくため、間伐や主伐後の再造林等の着実な森林整備を推進
また、自然条件等に応じて針広混交林化を図るなど多様で健全な森林への誘導を推進
- 2018年12月に改定された「国土強靱化基本計画」でも、森林の整備・保全、木材利用等が位置付け
- 地球温暖化対策としての森林吸収量の確保に向けて、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等特措法）」により、2020年度までの特定間伐等及び成長に優れた母樹（特定母樹）の増殖を促進
近年、間伐の着実な実施や主伐後の再造林の確保が課題となる中、パリ協定下における森林吸収量目標の達成や、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、森林吸収源対策の継続・強化が必要
- 2021年3月、間伐等特措法の一部を改正する法律案が成立し、現行法に基づく間伐等の支援措置を延長するとともに、特定母樹から育成された苗木（特定苗木）を用いた再造林を推進する制度を創設

再造林を促進する地域と事業計画のイメージ



林業機械等を活用した効率的な造林の推進



特定母樹から育成された苗木を活用した計画的かつ効率的な再造林を推進し、森林吸収量の更なる確保

特定母樹由来苗木の成長



資料：国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター

- 成長に優れたエリートツリー等について、成長量、材質、花粉量が一定の基準を満たす樹木を特定母樹に指定
- 特定母樹については、2013年からの8年間で413種類を指定
特定母樹の指定や特定母樹を増殖する事業者の認定が進み、採種園・採穂園の造成も進展

- スギ花粉発生源対策として花粉症対策に資する苗木の生産を拡大
同苗木の割合は関東では約9割
中国地方では、知事会が苗木供給の広域連携の取組を推進
- 森林所有者等による再造林、間伐、路網整備等に対して「森林整備事業」により支援
- 我が国における2019年度の山行苗木^{やまゆき}の生産量は、約65百万本
再造林を推進するため、苗木の安定供給が一層重要

森林整備の実施状況(2019年度)

(単位：万ha)

	作業種	民有林	国有林	計
更新	人工造林	2.3	1.1	3.3
	うち樹下植栽	0.2	0.3	0.6
保育等の森林施業		36	14	50
	うち間伐	27	10	37

注1：間伐実績は、森林吸収源対策の実績として把握した数値である。
注2：計の不一致は四捨五入による。
資料：林野庁整備課、業務課調べ。

(2)森林経営管理制度及び森林環境税

森林経営管理制度

- 2019年4月に森林経営管理法が施行され、「森林経営管理制度」がスタート
- 市町村が主体となって、適切な経営管理が行われていない森林について、林業経営者等に経営管理の集積・集約化を図る制度
- 国は地域林政アドバイザーの活用推進や市町村職員向けの実務研修の実施等により市町村の体制整備を支援

全ての都道府県において、森林環境譲与税も活用しつつ、地域の実情に応じた市町村の支援を実施

- 2019年度は私有人工林のある市町村の約4分の1(390市町村)において、約15万haの意向調査が実施され、意向調査の準備も含めると約7割の市町村が森林経営管理制度に係る取組を実施
- また、所有者から経営管理の委託を受ける経営管理権集積計画を策定し、順次、市町村による間伐の実施や林業経営者に再委託

森林環境税・森林環境譲与税

- 森林の公益的機能の維持増進のため、国民が等しく負担を分かちあい我が国の森林を支える仕組みとして、2019年3月に「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設
「森林環境税」は2024年度から課税、「森林環境譲与税」については、「森林経営管理制度」の導入に合わせて2019年度から譲与開始

＜事例＞和歌山県有田川町^{ありだがわちょう} ～エリア別の森林整備の推進～

- 有田川町では、意向調査を合併前の旧町単位の3地域に分け実施
町による公的管理を想定した1地域は町が直営し、林業経営者への再委託につなげることを期待した2地域は外部委託し、複数年かけて意向調査を実施する方針
- 2019年度は、約1,500haの意向調査を実施
2020年度には、市町村による間伐事業に加え、林業経営者への再委託も実施



＜町内エリア分けの状況＞

- 台風の強風による、被害を受けた森林の復旧に向け、森林災害復旧事業や森林整備事業等により、被害木の処理等を支援
- 2020年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、治山対策や森林整備対策を加速化・深化し国土強靱化の取組を推進



平成30年7月豪雨の災害復旧状況(広島県)

甚大な洪水被害の発生を踏まえ、流域治水の取組と連携した上流域での森林の整備・保全の取組を各地域で開始

(3)森林における生物多様性の保全

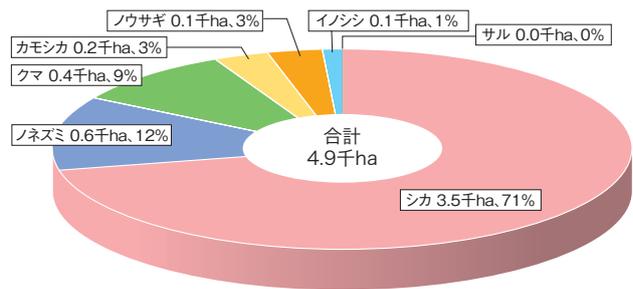
- 「生物多様性国家戦略2012-2020」(2012年)を踏まえ、適切な間伐等や多様な森林づくり、原生的な森林生態系の保護・管理等を推進
- 世界遺産、ユネスコエコパーク等においても森林の厳格な保護・管理等を推進
また、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を2021年に自然遺産として世界遺産一覧表へ記載するための取組を推進

(4)森林被害対策の推進

野生鳥獣被害の動向及び対策

- 野生鳥獣による森林被害は依然として深刻であり、2019年度には約4,900haで被害が発生し、約7割がシカによる被害
防護柵の設置等による植栽木の防護や捕獲の対策を総合的に推進

主要な野生鳥獣による森林被害面積(2019年度)



注1：数値は、国有林及び民有林の合計で、森林管理局および都道府県からの報告に基づき、集計したもの。

注2：森林及び苗畑の被害。

資料：林野庁研究指導課、業務課調べ。

その他の森林被害の動向及び対策

- 松くい虫被害は近年は減少傾向も、最大の森林病虫害被害であり、抵抗性マツの苗木生産、薬剤等による「予防対策」や、被害木くん蒸等の「駆除対策」等の取組を実施
- 2019年度のナラ枯れ被害量(材積)は6万m³で、前年度被害報告のされなかった8都県から被害報告があるなど拡大傾向
被害木のくん蒸等による駆除、健全木への粘着剤の塗布やビニールシート被覆による侵入予防等を推進

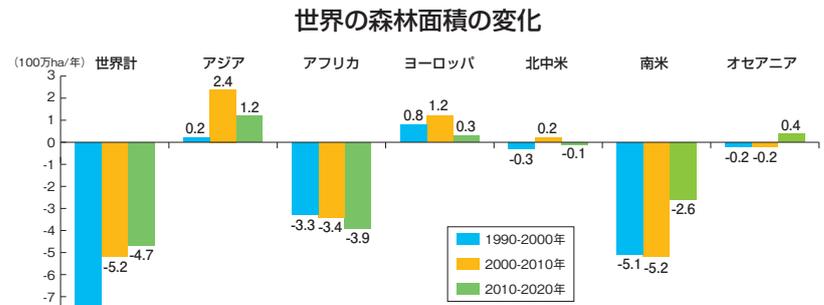
4. 国際的な取組の推進



(1)持続可能な森林経営の推進

- 2020年の世界の森林面積は41億ha(陸地面積の31%)で、アフリカ、南米等の熱帯林では減少が進む一方、植林等により増加している地域もあり、全体として森林面積の減少は減速傾向

- 国連森林フォーラム (UNFF)、国連食糧農業機関 (FAO)、モントリオール・プロセス等の国際対話に積極的に参画し、持続可能な森林経営に向けた取組を推進
- 国際的な枠組みでの違法伐採対策として、国際熱帯木材機関 (ITTO) を通じ、木材生産国における合法木材の流通体制の構築等のプロジェクトを支援



資料：FAO「世界森林資源評価2020」を基に林野庁作成。

- 持続可能な森林経営がされていることを認証する森林認証は、国際的なFSC認証とPEFC認証、我が国独自のSGEC認証(2016年にPEFC認証と相互承認)等が活動を認証
我が国の森林の1割程度で取得

(2)地球温暖化対策と森林

- 地球温暖化は最も重要な環境問題の一つであり、世界の平均気温上昇に伴う負の影響が懸念
「パリ協定」では、人為的な温室効果ガスの排出と吸収の均衡を今世紀後半に達成することを目指すとされている
- パリ協定下における我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向け、間伐、再造林等の森林整備や木材利用等の森林吸収源対策を着実に実施する必要
2050年カーボンニュートラルの宣言を受け、今後、地球温暖化対策計画等の見直しが行われる予定
- 開発途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減等 (REDD+) の取組や、「気候変動適応計画」(2018年11月)等に基づく適応策を推進

パリ協定における我が国の温室効果ガス削減と森林吸収量の目標

	パリ協定(期限無し)	
	2021~2030年	
日本の削減目標	2030年度 26.0% (2013年度 総排出量比)	今世紀後半に人為的な排出と吸収の均衡
森林吸収量目標	2030年度 2.0% (同上年比)	

地球温暖化対策計画	
2050年までに80%の温室効果ガス排出削減を目指す	
菅内閣総理大臣所信表明	
2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする	

資料：林野庁森林利用課作成。

(3)生物多様性に関する国際的な議論

- 2020年12月現在、我が国を含む194か国、欧州連合(EU)及びパレスチナが「生物多様性条約」を締結、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」については、我が国を含む129か国・地域が締結
2021年に開催が予定されるCOP15での採択に向けて、新たな世界目標(ポスト2020生物多様性枠組)に関する検討が進行中

(4)我が国の国際協力

- JICAを通じた技術協力や資金協力等の二国間協力、国際機関(FAO、ITTO)を通じたプロジェクトの実施等の多国間協力等により、持続可能な森林経営、気候変動対策、生物多様性の保全、山地災害対策等の推進に貢献